

公共施設LED照明導入推進事業 実施方針等に関する質問・意見内容

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	2	I	1	(5)	事業方式	本事業が「ローカルPFIに沿うもの」とありますが、特に注意すべき要件・条件はございますか。	内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改訂版）」における「ローカルPFI」に沿うものとし、地域経済・地域社会により多くのメリットをもたらす視点での提案をご検討ください。また、要件・条件については今後公表予定の募集要項をご確認ください。
2	実施方針	2	I	1	(6)	業務範囲	業務範囲に管理システムの構築が入っているが、管理する設備（更新設備やすでにLED化されている設備等）のデータ、整備時および維持管理時の更新・修繕に関する一切のデータ、管理する事業者および施設管理者確認等に関する一切の管理データを、事業者および市管理者等が、閲覧や編集できモニタリング要求水準評価機能を果たすクラウド型システムと捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。また設計・施工・維持管理業務に係るモニタリング機能を持つ高機能システムについては、評価時の加点対象とすることを予定しております。
3	実施方針	7	II	6	(1)	応募者の構成等	公共機関発注の電気設備工事の受託実績とあるが、すべての電気設備工事を指すのでしょうか。または照明LED工事を指すのでしょうか。照明LED工事を指す場合、一般および指名競争入札方式による工事受託実績を有することと捉えてよろしいでしょうか。	すべての電気設備工事を指します。なお、工事受託実績に関しては、一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル型、随意契約などの方式での受託実績を有する場合は指します。
4	実施方針	10	II	7	(4)	事業者を選定しない場合	「選定事業者が無い場合、公的財政負担の削減の達成が見込めない場合のほかに本事業をPFI事業として実施が適当でない」とありますが、それはローカルPFIの要件を満たさないという理由も含まれているのでしょうか。	事業の目的にお示ししたとおり、ローカルPFIの主旨に沿った事業とすることとしており、本目的に合わない提案の場合には、事業者を選定しないこともあります。
5	実施方針	12	III	1	(2)	予想されるリスクの分類とその分担	現地調査後の実施設計および更新工事後の引渡時に、市が示した計画当初より大きな齟齬が発生した場合には契約変更等の対応は可能でしょうか。一般的には事業契約締結後に資材の高騰があった場合や、基準金利上昇が発生した場合等には変更協議確定時に変更契約されるが、同様の内容と捉えて良いでしょうか。	齟齬の内容・程度によりませんが、ご指摘のような事象が発生した場合、契約時に定めるリスク分担に基づき、変更契約の協議対象になると考えています。本市、事業者、金融の三者間で協議し、物価・金利変動に対する対応についてもリスク分担を定め協議いたします。
6	要求水準書(案)	6	IV	2	(4)	設置	(4)設置①および④には、監理技術者は現地作業中、現場に常駐することや電気主任技術者と協議・調整を行うこととあるが、一般的に分離分割発注による公共工事とは違うため（※現場事務所があるわけではなく、現場は120か所の市内全域にあるため）現実的に監理技術者の常駐は不可能ではないでしょうか。また、電気主任技術者を配置しない施設も多数存在しています。この現状に則した要求水準としては、①では「監理技術者常駐が不可能な場合には、施設現場ごとに管理責任者を配置し各業務に当たる事とします。」また、④では「電気主任技術者がいない施設では施設管理者と協議・調整を行うこととします。」がよろしいと思いますがいかがでしょうか。	ご指摘のように、IV. 2. (4)①は「監理技術者常駐が不可能な場合には、施設現場ごとに管理責任者を配置し各業務に当たること」とします。」また、④は「電気主任技術者がいない施設については施設管理者と協議・調整を行うこととします。」に修正したいと考えております。
7	モニタリング基本計画書(案)	1	I	2	(1)	基本的考え方	セルフモニタリングとは事業者の自己確認とあるが、計画書・要求水準等適合チェックシート・施工管理業務報告書について定められた様式はありますか。	要求水準書確認計画書、要求水準等適合チェックシート、施工管理業務報告書については定型の様式を設けてはおりません。図表1-1 提出資料の概要に記載した内容を参考に作成していただきたいと考えております。